

附属機関等の会議開催予定通知書

会議の名称	令和8年度第1回山口県地域公共交通協議会	
議 題	○山口県の地域公共交通について ○監事の選任について ○令和8年度事業計画、予算について ○山口県地域公共交通ビジョンの策定について	
日 時	令和8年6月5日(金曜日) 14:00から15:00まで	
場 所	山口県庁 本館棟4階 共用第1会議室	
公開状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
部分公開の場合 その区分	公開部分	
	非公開部分	
非公開部分についての理由	山口県情報公開条例第23条第 号該当 ()	
傍聴人の定員	10人	
会議開催前の報道発表等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (6月1日) ・ なし	
傍聴の受付	事前申し込み 傍聴人が定員に満たない場合、会場において先着順に受け付ける。	
※傍聴に当たっては、傍聴要領を遵守してください。		
担当課名等	交通政策課 地域交通班 電話番号 (083) 933-3120 内線3113	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県地域公共交通協議会傍聴細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山口県地域公共交通協議会設置要綱（以下、「要綱」という。）第5条第8項の規定に基づき、山口県地域公共交通協議会（以下、「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の決定等)

第2条 会議の公開は、傍聴により行う。

2 傍聴人の定員は10名以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。

3 傍聴を希望する者は、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載した書面等により、別に定める期限までに申し込むものとする。

4 傍聴人は、原則として会議開催日の3日前までに決定するものとし、傍聴申出人が定員を超えた場合は抽選により決定し、受付締切時点で傍聴人が定員に満たない場合は傍聴申出人全員を傍聴人とする。

5 抽選の結果は、原則として会議開催の3日前までに傍聴申出人全員に電話または電子メールで通知する。

6 また、傍聴人が定員に満たない場合、会議開催の当日申込を受け付ける。この場合の傍聴人の決定は申込の先着順とする。なお、当日申込受付は、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

(入場制限)

第3条 次の者は、議場に入場することはできない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(3) ビラ、掲示板、幕、はち巻、たすき、ヘルメット、拡声器その他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(4) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (4) 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 議長は、傍聴人がこの細則に違反したときはこれを制止し、その指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

2 要綱第5条第5項の規定により会議を非公開としたときは、議長は傍聴人を退場させるものとする

附 則

この細則は、令和8年6月1日より施行する。